

## デイドロ「政治的權威」

恒 藤 武 二 譯

いかなる人も、自然から他人に命令する権利を受取つたのではない。自由は天の賜物であり、同じ人類の各人は、彼が理性を享有するや否や自由を享有する権利をもつ。もし自然が何らかの權威を設けたとしたら、それは父權である。しかし父權は、その限界をもつ。自然狀態においては、子供が自立の状態になると直ちに父權は終了するであろう。他のあらゆる權威は、自然とは異つた起源から来る。十分に検討するならば、人は、權威をば次の二つの源の一つに、常にさか上らすであろう。すなわち、權威を纂奪さんだつした人の力あるいは暴力、もしくは、彼らの間に作られ、又は假定された契約によつて權威に従つた人人および彼らが權威を受けた人の承諾がそれである。

暴力によつて獲得された權力は纂奪にほかならない。また、命令する人の力が、服從する人の力に優る間しか繼續しない、したがつて、服從者が逆に最も強くなり、輒かきを外したとするならば、彼らは、彼らに輒を課した權力者と同じ權利と正義をもつて、輒を外すのである。權威を作つたその同じ法が、かくして、權威を破壊する。それは、最強者の法である。

暴力によつて設定された權威が、時には性質を變へることがある。それは、權威が繼續し、服從する者の明示の承諾を得た場合である。だが、そのことによつて、その權威は、私が次に述べようとする第二の種類のものとなつたのであり、また權威を僭取した者は、その際、暴君たることを止めて、王になつたのだ。

人民の承諾から來る權力は、必然的に、その權力を、社會に有用であり、共和國に有利な合法的慣行とし、また、その權力を確定し、諸限界の中に拘束する條件を前提とする。なぜなら、人間は、すべての上に優越する一人の主人をもち、それにのみ完全に屬するのだから、完全に留保なく他人に自分の身を委ねることはできないし、また、してはならないからだ。神は、その權能は常に被造物に直接に及び、絶對的であるのと同じく妬み深く、その諸權利を決して失うことなく、また移譲するものでもない。神は、社會の共同の善と維持のために、人間が、彼らの間に服從の秩序を作ること、彼らの中の一人に服從すること、を許し給う。しかし、神は、それが、理性と節度によるものであつて、盲目的かつ無制限でないことを欲する、被造物が造物主の權利を奪はないために。その他のあらゆる服從は、偶像崇拜の眞の罪である。「もつとも」一人の人間、または像の前で、膝を曲げることは、外面的な儀式にすぎず、心情と精神を命じ給う眞の神は、そのようなことには少しも配慮されない。神は、人間に都合が好いように、儀式をば市民的・政治的禮拜の標しとするか、あるいは、宗教的禮拜の標しとするかと云つた

」とは、人間たちの制度に委される。それゆえ、無邪氣な行事をするか、罪深い行事とするかは、これらの儀式自體によるのではなく、その定められた精神による。英國人は膝を地に着けて王にかしづくことをちうぢよしない。儀式は、それが意味するようになると人が欲したことのみを意味する。しかし、その心と、その精神と、その行いとを、何らの留保なく、一人の單なる被造物の意恩と氣まぐれに委ねることは、また、そのようなことを行爲の唯一かつ究極の動機とすることは、それは、まさしく神に對する第一位の冒瀆の罪である。そうでなかつたら、この神の權力は、人はそれについてよく語るけれども、人間の政治的術策が氣まぐれに用い、また非宗教的な人々が逆にも遊ぶことができる空しい名聲にすぎないであろう。このようにして、あらゆる權力と服從の觀念は混亂し、王は神を、臣民は王をもて遊ぶことになるだろう。

眞實の合法的な權力は、それゆえ必然的に限界をもつ。聖書にも次のように、われわれに語つている。「汝らの服從が理性的であれ」<sup>譯註</sup>「Sit rationabile obsequium vestrum」、「神から發するあらゆる權力は規制された權力である。」<sup>2</sup>「Omnis potestas a Deo ordinata est」、それでこれらの言葉を、正しい理性と文字通りの意味に従つて、かつあらゆる權力は、いかなるものであれ、神から來ると稱する卑しいおべつか使いの解釋に従うことなく理解せねばならないからだ。なに、——不正な權力は一つもないと云うのか。神から發するどころか、神の秩序と意志とに反して設定された權威がないと云うのか。纂奪者たちは、

彼らのために神をもつのだろうか。眞の宗教の迫害者に、いつも從わねばならないのか、また愚者の口をふさぐために反キリスト者の權力は合法的であるのか、しかし、それは大きな權力だろう。この權力に反抗したエノツクとエリーとは、あらゆる權力は神から發することを忘れた、反亂を好むむほん人であつたのだろうか。それとも、理性的であり、また堅い信仰をもち、あらゆる權力は、それが理性の命ずる限界を越え、王と人民の主權者が確立した規制から離れるや否や、權力たることを止めると云うことを知つていた人人、聖パウロのように、あらゆる權力は、それが正しく規制されている場合にのみ、神から發すると考えていた人人であつたのだろうか。

王はまさにその臣民から、彼が臣民たちに對してもつ權威を引き出す。この權威は、自然の法と國家の法とによつて限界付けられている。自然の法と國家の法とは、その下に彼らが服從する、あるいは、その政府に服從したと見做される條件である。これらの諸條件の一つは、王は、人民の選擇と彼らの承諾によつてのみ人民に對して權力と權威をもつたのであるから、それによつて權威が彼に授けられた約定ないしは契約を破棄するため、この權威を使用することはできないと云うことである。すなわち、王の權威は、それを設定した名義によつてのみ存續し得るものだから、王はそれ以後自分自身に逆らつて行動することになる。一方を無効にするものは他方をも破壊する。王は、それゆえ、彼の權力と彼の臣民を、國民の承諾なしに、また、服從契約の中に示された選擇と獨立して處分することはで

きぬ。もし、王が権力をその他の仕方で用いたら、すては無べ  
効であり、かつ、法は、王が、原因を認識することなく行動する未成年者のように、立てるこことできた契約と誓とから、國民を解放するであろう。なぜなら、王は、彼が寄託として、かつ相續人指定の條項を作つてのみ所持しているものを、あだかも彼が完全な所有權をもつて、何らの條件なしに持つたのと同じ仕方で處分すると主張したからである。

さらに、政府は、一家族によつて世襲され、一人の手に置かれているとしても、個人の財産ではなく、公共の財産であり、その結果として、人民から奪い去ることはできない。政府は、人民にのみ、本質的に、かつ完全な所有として屬するのだ。それゆえ、政府を賃貸借するのは、常に人民である。その履行を定める契約にあつては、人民が常に介入する。國家が王に屬するのではなく、王が國家に屬する。しかし王には、國家の中では政治をする権能が屬する、なぜなら、そのためには、國家は王を選んだのであり、王は人民に對して行政を行うことを約束し、人民は、法に従つて、王に服從することを約束したのであるから。王冠をかぶつている人は、欲するならば絶対的に王冠を脱ぐことができる。しかし、彼は、その頭の上に王冠を置いた國民の承諾なしには、他の人の上に王冠を置くことはできない。一言で云えば、王冠、政府、政治的權威は、國民の總體が所有者である財産であり、王は、その用益權者、管理人、受託者である。國家の首長は、國家の構成員でないどころか、實際には國家の首席、もつとも尊敬すべき、もつとも強力な人であり、

統治するためには、何ごとでもできるけれども、合法的に確立された政府を變更するようなことはなんらできないし、また他の首長を置くこともできない。ルイ十五世の王笏は、必然的に彼の長子に移るのであり、そのことに反対するいかなる權力も存在しない。また、國民の權能も存在しない。なぜなら、それは契約の條件あるから。同じ理由によつて父王の權能も存在しない。

權威の寄託は、ローマ共和國のよう、時には一定期間についてのみなされる。時にはポーランドのように一人の人の一生、時には、英國におけるように、一家族が存續する全時期、また、時にはフランスのように男系によつて一家族が存續する期間についてなされる。

また、この寄託は時には、社會のある身分に對して、時にはすべての身分から選ばれた多數の人々に、また時にはただ一人の人々に對して委託される。

この契約の條件は、國家が異なるにしたがつて異なつてゐる。しかし、何處でも、國民は、すべての人に對して、國民が作つた契約を保持する権利を有している。いかなる權力も、それを變更することはできない。そして、契約がもはや行われない時には、國民は、新しい契約を、彼らに氣に入る何人とでも締結する権利と完全な自由に歸るのである。このようなことは、もし、支配している王家全體が、最も大きな不幸であるが、そのもつとも遠縁の子孫に至るまで、斷絶したとするならばフランスで生ずることである。その時には、王笏と王冠と

は、國民に再び戻るのである。

別の考え方ができるのは、心情が卑しいように精神もまた限られている奴れいのような人だけであるように思われる。このような種類の人人は、王の榮光のために生れたのでもなければ、社會の利益のために生れたのでもない。彼らは、徳も、また魂の偉大さもない。恐怖と打算が彼らの行いの源である。自然は、徳の高い人に輝きを與えるのに役立てるためだけに彼らを作る。また神の攝理は、專政的な權力を作るために彼らを利用する。それによつて通常、神を怒らせた人民と主權者を罰するために——すなわち後者は權力を篡奪し、前者は、創造者が被造物のために取つておいたこの最高の權力を、その人間にあまりに多く與えることによつて神を怒らせたのであるが。

法の遵守、自由の保持、ならびに愛國心は、あらゆる偉大なことの、またあらゆる美しい行動の第二の源である。そこに、人民の幸福と、人民を支配する王の眞の輝きが見出される。そこでは、服従は名譽なものであり、命令は嚴かなものである。反対に、追従、特殊の利益、ならびに奴れい的精神は、國家を弱めるあらゆる惡の、また國家の名譽を害するあらゆる卑劣なことの源である。そこでは、臣民は慘めであり、王は憎まれている。そこでは、君主は、決して愛される王と呼ばれることを聞かない。そこでは、服従は恥すべきものであり、支配は惨酷である。もし、私が同じ觀點の下にフランスとトルコを集める所したら、一方においては、理性が結合し、徳がそれを動か

し、また、ひとしく賢明でもあり榮光ある首長が正義の法によつて支配する社會を認め、他方においては、習慣が集合させ、鞭の法が行進させ、絶對的な主人が彼の氣紛れのままに導く、動物の群を認めるだらう。

しかし、この項目で展開された諸原理に、それらが受取ることができるあらゆる權威を與えるために、それらをわが國の最も偉大な王たちの一人〔アンリ四世のこと〕の證言によつて支えて見よう。一五九六年の名士會の開會に際して、かの王が

行つた演説は、主權者たちが全く知らない誠實さに満ちていたが、彼が、その會議に齎らした感情に、まさに値するものだった。シユリー<sup>譯註3</sup>は、四つ折版第一卷四六七頁に次のように書いてゐる。王は二つの主權者、すなわち神と法をもつこと。正義が

王位に對して指導すること、また正義の傍らに優しさが置かれねばならないこと。神はあらゆる王國の眞の所有者であり、また、王たちは單に行政官にすぎないから、王は、人民に對し彼がその地位を代理しているもの「神」を代表せねばならないこと。王は神のように支配するのではなく、父のように支配することである。世襲君主國にあつては、同じく世襲的と呼ぶことのできる誤謬、すなわち主權者は彼のすべての臣民の生命と財産の主人であるとの誤謬が存在するということ。われわれの樂しみは、このようなものだ tel est notre plaisir という四つの言葉によつて、君主は行動の理由を表明することを免除され、もしくは理由をもつことなくも免除されているこ

と。それはそれとしても、人々がそれに對して各瞬間にその生命を委ねるようにならざつてはいるような者たちに憎まれることほど無思慮なことはないし、また、力ずくでことを運ぶのは、この不幸に落したことだと云うこと。これらのことを見たと信じていた。この偉大な人物は、あらゆる宮廷人の技巧も、彼に似た人々の心からこれらの諸原理を決して消さなかつたと信じて、あらゆる暴力と強制の調子を避けるために、會議が主權者によつて任命された代表者によつて形成され、常に、あらゆる彼の意志に盲目的に奉仕することを欲しないこと、反つて、王の意志は、いかなる身分、狀態の人であれ、あらゆる種類の人人が、會議に出席することを自由に認めること、知識あるいは、恐れることなく會議に提案する手段をもつように――であるのだと宣言した。また、王はこの時に當つて何らの限界をも要求しないこと、ただ、この許可を、國家の主要な原動力である王の權威を低めるようなことに濫用しないこと。國家の構成員の間に結合を再建すること、人民の負擔を軽くすること、契約したことのないのに彼が拘束されているのを見る、多額の負債を王の國庫から減すること、將來において、兵士を維持するための、十分かつ明瞭な基礎を確立するために、必要な者に損害をかけることなく、度を越えた年金を、同様に正義によつて適當に減すること、などをのみ命ずると宣言した。彼は、自身少しも想像していなかつた手段に對しても、それが衡平と無私の精神によつて命ぜられたものだと感じるや否や、それに

嫌がらずに服すること。彼が、その年齢、経験、個人的な才能の中に、王たちが、規則を免れるために用いるのを常とする口實よりも、もつと浮薄な口實を探そうとしたりするのを人々は決して見ないだろうということ、反対に、彼は、自分の例によつて、規則は、それを守らせるための王よりも、それに従つ人民に關係があることを示すだろう、ということなどを付け加えた。「もし、私が秀れた雄辯家と見做される光榮を得ようとするのであつたら、この會議に善意よりも、むしろ美しい言葉を持つて來ただろう」と彼は續けた。「しかし、私の野心は、うまく話すことよりも、もつと高い何ものかをねらつてゐる。私は、フランスの解放者という、また再興者という光榮ある名前を熱望している。だから、私は先任者たちがしたように諸君たちに自分の意志を盲目的に承認させるために、諸君たちを集められたのではない。私は、諸君の勸告を受け入れ、それを信じ、それに従つたために集つてもらつたのだ。一言で云えば、私を諸君の方の後見に附するためなのだ。これは、王たち、私のような灰色のひげをはやした者、勝利者、の氣をひくようなことではない。しかし、私が臣民たちに對してもつ愛と、わが國家を保持しようとしてもつ最大の希望が、それをまつたくやすいますに名譽なものとするのである。」

この演説が終るとアンリーは立上り出て行つた。シユリーのみが議員たちに、必要な表、記録ならびに書類を傳えるために議場に残つた。

王たちが、これほど謙遜でない場合があるからだ、しかも社會における主權者は家父のように、またその臣民は子供のように考えられる、という感情を遠ざけることはなしに。われわれが引用した偉大な君主は、さらに堅固不拔の精神と混合した一種の優しさの例をわれわれに與える。それは、その場合あまりに必要であり、ないしは理性があまりに明らかに主權者の側にあつたので、その臣民から選擇の自由を奪い、また臣民に服従の道のみを残す權利を王は持つたほどであるが。ナントの勅令が、高等法院、聖職者、および大學の相當な反對の後に檢認された際に、アンリ四世は司教たちに次のように言つた。「諸君は私に義務を果すよう勧告された。私は諸君にその義務を果すよう勧告する。お互に十分に競争しようではないが。私の先任者は、諸君に美しい言葉を與えた。だが私は、モーニングを着ていて、「言葉ではなく」よい結果を諸君に上げるだろう。私は諸君の陳情書を見て、それに私のできるかぎり、最も好都合な返事をしよう。」また、彼は、建言をしにやつて來た高等法院の人人に次のように答へた。「諸君らは、私が貴方たちに話そとやつて來た私の部屋で、私が、宮廷服を着けておらず、また先任者のように剣や外套をもつこともなく、子供たちに親しく話すために、胴衣を着た家父のような服裝をしているのを見ている。私が諸君に云はねばならないことは、宗教のそれと調和させたこの勅令を檢認して戴きたいと云うことだ。私がしてきたことは、平和に役立つためであつた。私はそれを國外で實行した。私は、わが王國の中でも實行することを欲す

る。」判官たちに、勅令を作るについて彼の有している理由を述べた後、彼はつけ加えた。「私の勅令が通過しないように妨げる人は、戰争を欲しているのだ。私は、明日にも宗教の關係者に宣戰することもできよう。しかし、私はそうはしないだろう。そうなれば彼らを勝手に戰争するようにならう。私は、理性に仕えねばならぬ。服従を旨とする國家にあつては、人は、そのようなことを決して王に要求しない。私は王である。私は王として諸君に話している。私は服従されることを欲する。」シユリ一の回顧錄四つ折版第一卷五九四頁。

ここに、君主が明らかに彼の側に正義をもつてゐる場合に、臣民に話しかけることが、いかに適當であるかが示されていふ。また、彼の側に衡平を保つてゐるすべての人がなし得ることを、どうして君主ができないのだろうか。臣民に關しては、宗教、理性、および自然が彼らに課する第一の法は、彼ら自身が、その作つた契約の條件を尊重すること。その政府の性質を決して見失はないこと、フランスにおいては、支配している家族が、男系によつて存續している限り、臣民から服従の義務とその主人を尊敬し恐れるのを、何ものも免除しないと云うこと忘れぬこと、である。それによつて、神の姿が臣民たちに示され、地上において見ることができるようにと、彼らが欲したのであるから。さらに、これらの感情に、王の名の下に守られて、臣民たちが平穏と財産とを享有していることに感謝する動

機から、結びつけられる」とある。

もし萬一不正な野心に満ちた、亂暴な王を持つようなどが起つたとしても、唯一の救済方法すなむち、彼らの服従によつて王をなだめ、彼らの祈りによつて神の同情をひくことのみによつて不幸に處すること。なぜなら、かつて支配していた王に對し、また、どのような人物であれ、男子による王の子孫に對し、誓約された服従契約の結果として、ならびに、人々がもつてゐると信ずるすべての抵抗の動機は、念入りに色付けられた不忠實の口實と同じく、十分に検討する價値がないと考える結果として、この救済は合法的な唯一の救済であるから。またこのような行いによつては、人々が君主を正しくしたことは決してなく、税金を廢止したことなどもなかつたし、またすでに人々が歎いていた不幸に、新しい慘めさの度を附け加えるだけであつたから。ここに、人民たちと、彼らを支配する人々が、彼ら相互の幸福をば、その上に打ち立てる基礎が存在するのだ。

訣註1、舊約聖書の人物、イスラエルの王。

2、アンリー四世（一五五三—一六一〇）。新教徒としてユダノー戦争に活躍。一五八九年アンリー三世の死と共に王位につき、アルボン王朝を始めた人。國內での諸改革、ナント勅令、大計画 Grand Dessein に表明された平和政策などで有名。

3、ショリー Sully, maximilien de Béthune. アンリー四世に仕え、國務卿、財務長官となり、王を助けて、財政・經濟改革を行う。「重農主義者に先立つ重農主義者」

と後に呼ばれる。

4、當時、王の勅令は、高等法院に登録され、高等法院はその際、勅令を検討して登録を拒否する権限をもつていただ。

### 【あとがき】

こゝに譲出した、ディドロの政治的權威と云う小論は、彼自身が主として編集にあたつた百科全書の第一卷、「一七五一一年七月刊行」に收められてゐる一つの項目である。

「政治的權威」と云う項目は第一巻に收められた政治關係項目の中では、もうとも長いものであり、かつディドロ自身が、まずその政治に對する見解を發表したものとして、百科全書派の政治思想を知る上で、きわめて重要なものと考えられる。この政治的權威なる項目においてディドロは、社會契約説を述べると同時に當時のフランスの政治形態に言及しているが、要するに現實の政治形態としては、制限君主制を理想的政體と考えていたと斷定できる。ディドロは、百科全書の中でこの外にも政治關係項目を若干執筆しているが、その中で最も重要なのは「自然法」と云う項目〔同志社法學第六號拙譯參照〕である。ディドロの、さらに百科全書派全體の政治思想について綜合的にかつ精密に検討することは、別の機會に譲りたいと思う。最後に、この項目的原文の最初の二葉ほどは、桑原武夫教授が編集された *Discours Préliminaire De L'Encyclopédie*, [由水社刊] に收錄されており、また同書の末尾には、百科全書について簡明な解説がついてゐることを附記しておく。